

習志野市障がい者地域共生協議会

提言書

令和8年3月

はじめに

平成 20 年に習志野市に「障害者自立支援協議会」が設置され、まもなく 18 年となります。

当時の障がい福祉は制度面でも変化多き時代でした。施行間もない障害者自立支援法により「障がい別支援」から「個別支援」へと支援の方向性が大きく変わり、その後平成 25 年には現行法となる障害者総合支援法が施行され、障がいのある当事者はサービスを受ける立場から自己選択、自己決定し「自分らしく生きる時代」となりました。そして「地域社会における共生の実現」が理念として掲げられたことをきっかけに、当協議会も「習志野市障がい者地域共生協議会」と名称を改めました。

また、協議会活動の中心となる各部会の構成も地域の実情に即したかたちで統廃合や新たな部会の立ち上げを重ね、各部会に所属する委員も習志野市の障がい福祉の向上を願い、志高く地域課題に取り組み、少しずつ委員数も増やしながら各分野での専門性を高めてきました。併せて、障がい福祉課をはじめとした習志野市行政の各部署にも様々なかたちで活動をバックアップ頂き、今では県内で最も活発な地域協議会と言われるまでに発展してきました。

近年では、地域自立支援協議会の機能も随分と多岐となりました。

- ①情報・・・地域の関係機関等への情報の発信、提供、共有または意見の表明等の協力依頼など
- ②調整・・・分野を超えてのネットワークの構築や「資源」の共有化（認識の共有）、また地域課題の整理など
- ③社会資源・・・地域課題を踏まえて障がい者等の支援体制の整備（開発・改善）につなげていく取り組みなど
- ④教育・・・地域の支援力の資質向上を目的とした研修等の機会や障がい福祉に従事する人材の確保など
- ⑤権利擁護・・・「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」を踏まえた権利擁護システムの構築など
- ⑥評価・・・市内相談支援体制の評価や市内サービス（事業所）の適正な運営に向けた把握や評価機能など

協議会に求められるこれら 6 つの機能の中身は今後さらに細分化されていくことが想定されます。

この 3 年の中で「コロナ禍」と（5 類移行後の）「コロナ一過」がもたらした変化は、社会全体はもちろん、市内の障がいのある当事者たちのライフスタイルや家庭環境、教育、就労等に計り知れない影響を与えました。

このような前例無き事態に対しても、協議会がこれら 6 つの機能を維持し、地域特性を生かした柔軟な対応ができる支援体制を構築するには日頃からの「行政」と「地域（各分野）を代表する委員」との連携は欠かせません。

また、協議会運営という点では今後も安定且つ、持続的にこれら機能を発揮していくためにも各委員の有する力をしっかりと活かしていく工夫や効率的な運営についてもしっかりと考えていかなければならないと考えます。

今回提出致します提言書は 3 4 名の委員が今期 3 年の任期の中で延べ 230 回以上の検討（会議）と研修会、講座、地域の催し等の活動を通し、協議、作成してきたものです。

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい習志野になることを強く願う地域の声、実情をこの提言書に記し、提出致します。

令和 8 年 3 月 2 5 日

習志野市障がい者地域共生協議会
会長 松尾 公平

もくじ

I. 協議会全体からの重要提言項目

※「重要提言項目」とは全提言の中から優先度が高く協議すべきことを精査し、抽出した項目となります。

- ① 重層的支援体制の整備促進 …… 5 ページ
- ② 住宅確保要配慮者居住支援協議会の設置 …… 5 ページ
- ③ 社会情勢に合わせた地域生活支援事業の単価・加算の見直し …… 6 ページ

II. 各部会からの提言

相談支援部会 からの提言 …… 7 ページ

- ① 主任相談支援専門員の役割明確化と人材育成
- ② 習志野市障がい者地域共生協議会の機能強化
- ③ ならとも拠点システムにおける平常時からの支援体制の構築
- ④ 市内事業所との連携強化

児童部会 からの提言 …… 8 ページ

- ① ヤングケアラー支援やきょうだい児支援に対する取り組みの推進
- ② ライフサポートファイルをフルに活用し、こどもへの支援をより充実したものとする取り組みの推進
- ③ 市内の小中学校における、ソーシャルインクルージョンの理解・啓発を目的とする取り組みの推進

地域生活支援部会 からの提言 …… 9 ページ

- ① 障がい福祉計画における社会資源整備やネットワーク構築のための具体的な取り組み目標の設定
- ② 市保有地の福祉事業用地としての優先的払い下げや貸付のための仕組みの創設
- ③ 居住系施設における AED 設置を推進するための助成制度の創設

重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会 からの提言 …… 12 ページ

- ① 実態調査及びならとも避難ぶん作成の推進
- ② 災害支援に係わる連携体制の強化
- ③ 重症心身障がい児者及び医療的ケア児者等に対する災害時の備えの充実
- ④ 医療との連携の強化
- ⑤ 卒後の日中活動の場の確保について
- ⑥ 共生型サービスの推進
- ⑦ 医療的ケア児等コーディネーターの配置について

雇用促進部会 からの提言 …… 14 ページ

- ① 「仮 就労応援フェア」の開催
- ② 企業支援を目的とした「仮 習志野ジョブコーチ」制度の創設
- ③ 「中小企業を対象とした障がい者雇用事例集」の作成
- ④ 「仮 通勤等短期支援」制度

社会資源開発・改善部会 からの提言 …… 15 ページ

- ① 「障がいのある人の住まい探しと住み続けるための相談窓口」を障がい福祉課に設置
居住サポート住宅の認定の推進
居住支援協議会設置の検討、住宅確保要配慮者の居住支援の充実
- ② 生活相談課と障がい福祉課の連携強化による居住支援
無料低額宿泊所の障がい者に対する障がい福祉課によるアセスメントと権利擁護
- ③ 千葉県の広域専門指導員との連携推進
「障害者差別解消法の地域協議会」である「ならとも」と共に差別案件への必要な対策の検討と
啓発事業の実施
- ④ 福祉ふれあいまつりの方法の変更
市民が地域で活動している拠点（公民館等）での障がいのある人が参加しやすい活動企画の検討
公民館主催事業での障がい理解に係る啓発事業の企画

I . 協議会全体からの 重要提言項目

協議会からの重要提言 ①

〈相談支援部会〉

重層的支援体制の整備促進

地域福祉計画に掲げられている「包括的な支援体制」の構築を加速し、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の早期実現を目指してください。

【理由】

誰もが必要な支援から取り残されることのない「安心して住み続けられるまち」の実現のためにも相談支援体制の強化を求めます。「どこに相談したらいいかわからない」「制度のはざままで支援が届かない」といった声が依然として多く聞かれます。特に、65歳や18歳といった年齢到達による制度の移行期の問題、世帯内に複数の課題（障がい、高齢、ひきこもり等）を抱えるケースなど、相談内容はますます複雑化・複合化しています。社会福祉協議会による総合相談窓口（ワンストップ機能）等の取り組みは進められていますが、多様化する生活課題の解決には、より多機関連携の強化が不可欠であり、関係機関の構築が課題となっています。このような状況に対し、個別の相談機関だけの対応では限界があり、地域全体で支える包括的な支援体制の構築が必要です。制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

協議会からの重要提言 ②

〈社会資源開発・改善部会〉

住宅確保要配慮者居住支援協議会の設置

重層的支援体制の整備促進と共に、障がい分野だけでなく住まいの確保や住み続けることが困難な住宅確保要配慮者を含むすべての人が、地域で誰かにつながり生活を続けていくことについて、関係者がそれぞれの立場から支援の在り方を検討する前向きな協議の場である「住宅確保要配慮者居住支援協議会」※（以下「居住支援協議会」という）を設置してください。

【理由】

「緊急連絡先がない」「障がいがあるから」「家賃が高い」などの理由から民間の賃貸住居を借りることができず、また、公営住宅にも入居できない住宅の確保が困難な人がいます。行政機関からだけでは見えない住宅確保要配慮者の住まうこと（住宅確保と住み続けること）に関する実態把握と課題抽出を官民で検討し、問題の解決方法を探る居住支援協議会が必要です。

背景として、令和6年の住宅セーフティネット法改正により、居住支援協議会の設置が地方公共団体の努力義務となりました。また、居住支援協議会の規定を含む多くの規定も、国土交通省と厚生労働省の共管となりました。障がい福祉単独では解決できない、まちづくりの課題に取り組む居住支援協議会を習志野市にも設置してください。近隣市の八千代市では、現在居住支援協議会設置の準備が進められています。

社会情勢に合わせた地域生活支援事業の単価・加算の見直し

既存の地域資源における人材定着や将来を担う福祉人材の確保のために、地域生活支援事業における単価の見直し及び人材の確保が難しい土日祝日等のサービス提供に対する加算の創設を検討してください。

【理由】

地域生活支援事業は、障がいのある方々が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施する事業ですが、全国一律の障害福祉サービス事業と比べると単価が低くなりがちで、習志野市では、平成18年度に「習志野市地域生活支援事業等実施規則」を制定して以降、単価に関しては平成22年度の移動支援事業の見直しを除いて、大きな見直しは行われてきませんでした。

現在の習志野市の地域生活支援事業の単価が近隣の市町村に比べて必ずしも低い訳ではありませんが、近年の物価高騰や働き手の減少の影響は、事業者を直撃しており、特に、移動支援や日中一時支援の現場では、人手不足や採算性悪化から、事業縮小やサービス提供時間の調整を余儀なくされる事業者も出てきていることから、現在の社会経済状況を踏まえた対応が必要であると考えます。

Ⅱ. 各部会 からの提言

— 相談支援部会 からの提言 —

相談支援部会からの提言 ①

○主任相談支援専門員の役割明確化と人材育成

重層的支援体制の整備を実施するには、地域のサービス基盤構築や困難ケースへの対応において中核的な役割を担う基幹相談支援センター りん とともに、「主任相談支援専門員」の役割を明確化し、その活動を市として支援するとともに、質の高い支援者を育成・確保するための研修体制を強化してください。

相談支援部会からの提言 ②

○習志野市障がい者地域共生協議会の機能強化

地域の課題を共有し、解決策を協議する地域共生協議会の機能をさらに強化し、行政と相談支援事業所、関係機関がより密に連携できる仕組みを構築してください。

相談支援部会からの提言 ③

○ならとも拠点システムにおける平常時からの支援体制の構築

障がいのある人が危機的状況に陥った際に、その人が住み慣れた地域で、迅速かつ確実に支援を受けられるセーフティネットの構築は不可欠です。地域生活支援拠点コーディネーターの配置とともに、相談支援体制の連携強化を図れるような仕組みづくりを検討してください。

- ・ならとも拠点システムの役割や利用方法について、市民や関係者への周知徹底をお願いいたします。また、15歳で成人の障害福祉サービスを利用する必要のあるケースも増えてきており、児童期から成人期に至る切れ目のない支援が求められています。

相談支援部会からの提言 ④

○市内事業所との連携強化

既存の協定先である、もくせい園・やまがき園との協定内容を強化し確実に利用できる体制を担保するとともに、他の市内法人にも協力を働きかけ、緊急時受け入れ先の確保を検討してください。

- ・現在、市内で心身の状態の悪化や介護者の急病等により、緊急的な短期入所（ショートステイ）が必要となるケースがありますが、受け入れ先の確保が困難な状況にあります。

- ・相談支援専門員が市内の短期入所事業所を探しても受け入れ先がなく、やむを得ず他市の事業所に依頼しているのが実情です。しかし、他市の事業所とは協定を結んでいるにもかかわらず、「相談しても利用できない」という事態が発生しています。
- ・昨年は、市外の施設（市原市）へ1泊2日の利用をお願いせざるを得なかった障がい児のケースもあり、移動距離や移動手段の確保の面でも利用者・家族に大きな負担を強いています。
- ・市の「ならとも拠点システム」において、「もくせい園とやまぶき園とは緊急時の受け入れについて協定を結び、相談があった場合は可能な限り対応する」とされています。しかし、この「可能な限り」という協力依頼では、緊急時に確実に入れる保障にはなっておらず、現場では「空床が確保されている」とは言えない状況です。
- ・緊急時の短期入所の対応の難しさの背景に、短期入所利用の必要性があっても空きがないので勧められない・短期入所先が遠いので勧められないなどの問題も考えられます。

－ 児童部会 からの提言 －

児童部会からの提言①

○ヤングケアラー支援やきょうだい児支援に対する取り組みの推進

市内におけるヤングケアラー・きょうだい児の把握、相談窓口設置(スクールカウンセラー等)、情報提供による理解・啓発活動(チラシ配布等)、必要な支援等の取り組みを推進してください。

児童部会からの提言②

○ライフサポートファイルをフルに活用し、子どもへの支援をより充実したものとする取り組みの推進

地域での子どもの支援にあたる機関同士(ひまわり発達相談センター・あじさい療育支援センター、児童発達支援・放課後等デイサービスなどの民間事業所・保育所等)が、情報提供による連携を取り合い、ライフサポートファイルを通して、それぞれの子どもに対しての効果的な支援を各機関で継続的に行うことによる、切れ目なく、より充実した支援に繋げる仕組みを構築してください。

児童部会からの提言③

○市内の小中学校における、ソーシャルインクルージョンの理解・啓発を目的とする取り組みの推進

市内の小中学校において、障がい特性や人権への正しい理解・啓発を目的とする取り組みを市内の各小学校・各中学校で一律に、継続性を持って行ってください。(講演会やチラシ等による情報提供)

一 地域生活支援部会 からの提言 一

地域の現状

国が公表した障害者雇用状況の集計結果によると、令和6年6月1日時点の国内民間企業の障害者雇用数は67万7千人を超えて、実雇用率は2.41%に達し、共に過去最高を記録。習志野市でも、企業等で働く障がいのある方々も少しずつ増えており、障がいのある方々の就労支援を行う事業所も年々増え続けています。

その一方で、当事者や家族にとっては、加齢に伴う健康面の低下や障がい・疾病の重度化、家族等の高齢化に伴う生活面における支援の確保が、地域生活を継続する上での切実な課題となっています。国は諸制度の整備を進めてきましたが、担い手となるべき地域の事業者は、現在、人口動態の変化や物価高騰の影響を受けた人材難に喘いでおり、地域における持続可能な支援体制をどう構築していくか？ということが今問われています。

習志野市では、近年新たに開設された事業所の運営主体の多くが営利企業であり、そのサービス内容には偏りが見られます。人数の多い精神障がいのある方々を主な利用者として見込んだ共同生活援助（グループホーム）や就労継続支援B型事業所がほとんどで、車椅子利用の方や医療的ケアの必要な方、強度行動障害や高次脳機能障害、難病のある方々が安心して利用できる設備・人員が整った社会資源はごく僅かです。支援を必要とする方が自分に合ったサービスを安心して受けられ、ライフステージ等の変化に応じて複数の選択肢の中から自由に選ぶことのできる社会環境を整えることが、「共生社会」の実現には不可欠という考えから、以下の提言を行います。

地域生活支援部会からの提言 ①

○障がい福祉計画における社会資源整備やネットワーク構築のための具体的な取り組み目標の設定

次期障がい者福祉計画作成にあたり、予め当事者や家族向けアンケートを実施してニーズを把握することにより、（過去の実績から推計した「予測ベース」ではなく）利用ニーズに基づく「目標ベース」によるサービス別事業所数の目標値を定め、市内の社会資源におけるサービスの「偏り」の是正に努めてください。

【理由】

習志野市では、生活介護事業所の不足が顕著で、現在4カ所ある事業所も空きはほとんどありません。そのため、市内在住の障がい児が進学する県立八千代特別支援学校では、生徒の卒業後の進路先が確保できるのか、保護者や教員が常に心配しないといけない状態です。市外の事業所や市内の就労系事業所が進路先になることもありますが、保護者による送迎が必要だったり、活動や人員体制の面で本人の意向や特性との齟齬が生じやすい等の課題があります。また、居宅への訪問系サービスや外出や余暇活動の支援を行うサービスなども充足しているとは言い難い状態であるため、まずは行政としてそれらを把握し整理することが必要だと考えます。

地域生活支援部会からの提言 ②

○市保有地の福祉事業用地としての優先的払い下げや貸付のための仕組みの創設

前項の障がい福祉計画において習志野市が重点的な整備目標として掲げた事業を実施する施設等の建設を行う事業者に対して、一定条件を課した上で市が保有している土地について優先的な払い下げや貸付を行うための仕組み・制度を創設することを検討してください。

【理由】

車椅子利用の方や医療的ケアを必要とする方、強度行動障害や高次脳機能障害を有する方々が安心して利用できる社会資源を整えるには、医療スタッフやそれらの障がいにかかわる専門知識のある職員を配置することはもちろん、環境や設備面でも利用者の特性に配慮した施設や設備を整えることが望ましいと考えます。しかし、総面積20.97 km² で地価も高い習志野市にて民間事業者が十分な物件を確保するのは困難であるため、行政による支援策が期待されます。このことは、事業所を新規開設する場合だけでなく、既存の事業所が物件の老朽化により施設の建替えを必要とする場合にも当てはまります。

地域生活支援部会からの提言 ③

○居住系施設におけるAED設置を推進するための助成制度の創設

事業所と地域との連携をより深めるため、近隣の地域住民も利用可能な救命医療機器としてグループホーム内にAEDを設置することを推進するための助成制度の創設を検討してください。

【理由】

習志野市では、近年も一部地域住民によりグループホームに対する反対運動が起きるなど、障がいのある方々の社会参加や地域生活についての市民の理解醸成のためのさらなる取り組みが必要です。また、グループホームに対して近隣住人らによる外の目が注がれることで、地域との関係構築や運営の透明性確保に繋がり、サービス品質の向上や利用者の意思決定支援、権利擁護を推進する効果が期待されるため、グループホームと地域をつなぐためのツールとして、AED設置の推進を提案します。

令和 8 年 2 月時点

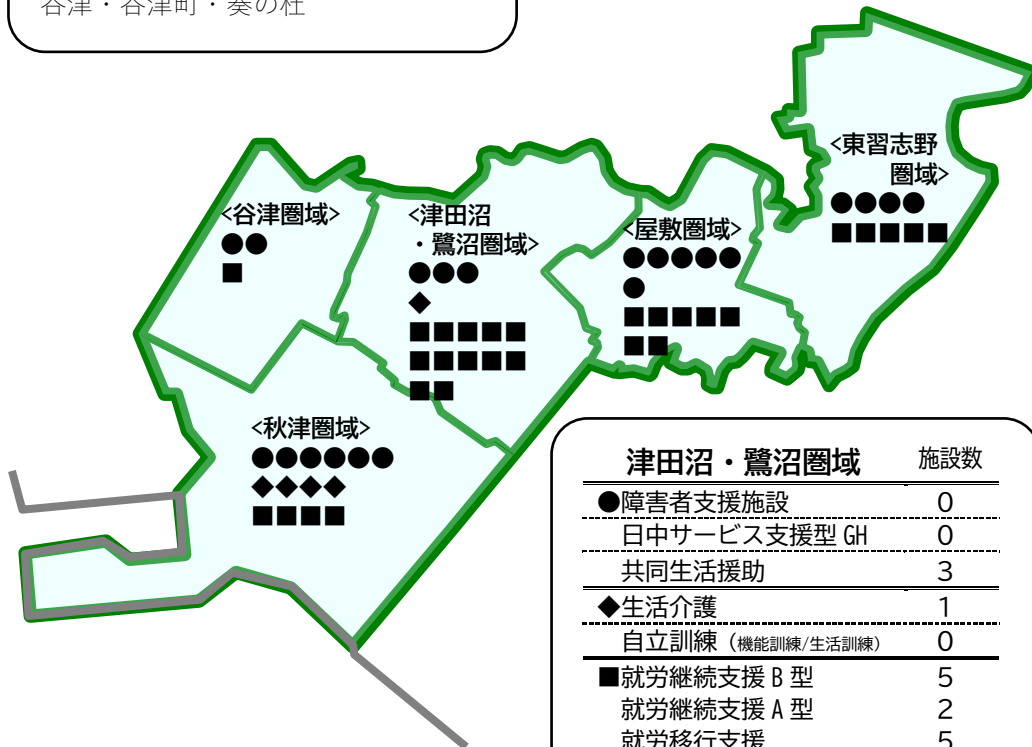
【障害福祉サービス事業所件数】（居住系・通所系）

谷津圏域	施設数
●障害者支援施設	0
日中サービス支援型 GH	0
共同生活援助	2
◆生活介護	0
自立訓練（機能訓練/生活訓練）	0
■就労継続支援 B 型	1
就労継続支援 A 型	0
就労移行支援	0

谷津・谷津町・奏の杜

東習志野圏域	施設数
●障害者支援施設	0
日中サービス支援型 GH	1
共同生活援助	3
◆生活介護	0
自立訓練（機能訓練/生活訓練）	0
■就労継続支援 B 型	3
就労継続支援 A 型	2
就労移行支援	0

東習志野・実籾・実籾本郷・新栄



津田沼・鷺沼圏域	施設数
●障害者支援施設	0
日中サービス支援型 GH	0
共同生活援助	3
◆生活介護	1
自立訓練（機能訓練/生活訓練）	0
■就労継続支援 B 型	5
就労継続支援 A 型	2
就労移行支援	5

藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台

秋津圏域	施設数
●障害者支援施設	0
日中サービス支援型 GH	0
共同生活援助	6
◆生活介護	3
自立訓練（機能訓練/生活訓練）	1
■就労継続支援 B 型	3
就労継続支援 A 型	0
就労移行支援	1

袖ヶ浦・秋津・茜浜・香澄・芝園

屋敷圏域	施設数
●障害者支援施設	0
日中サービス支援型 GH	0
共同生活援助	6
◆生活介護	0
自立訓練（機能訓練/生活訓練）	0
■就労継続支援 B 型	5
就労継続支援 A 型	2
就労移行支援	0

大久保・泉町・本大久保・花咲・屋敷

※秋津圏域の生活介護のうち、1カ所は共生型サービス（介護保険の通所介護事業所）

-重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会 からの提言-

重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会からの提言 ①

○実態調査及びならとも避難ぷらん作成の推進

令和 2 年度に行った重症心身障がい児者及び医療的ケア児者実態調査から 5 年が経過しており、対象者や状況も変わってきていると考えます。実態調査を行い、現状の把握に努めていただきたい。また、電源を必要とする医療機器を使用している方等の「ならとも避難ぷらん」の作成を進めてください。

重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会からの提言 ②

○災害支援に係わる連携体制の強化

- ・災害支援に関わる市の関係各課との情報共有、協力体制を進めてください。
- ・国が推進する指定福祉避難所等への直接の避難の促進について進めてください。（第九次千葉県障害者計画策定に係る要望に記載、県からの指示やバックアップを要望した。）
- ・災害時に、重症心身障がい児者及び医療的ケア児者の存在を気にかけてもらえる様、平時から協力体制を構築し、町ぐるみで支援していく様な体制が必要であると考えます。

重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会からの提言 ③

○重症心身障がい児者及び医療的ケア児者等に対する災害時の備えの充実

- ・電源を必要とする医療機器を使用している等、電源の確保が必要な方に、災害時に停電した場合、市庁舎の非常用電源を使用し、蓄電池等を充電出来る体制づくりを進めてください。
- ・非常用電源を所有している会社、工場等に医療機器を使用している等、電源の確保が必要な方の災害時における支援について、協力をしてもらえる体制づくりを進めてください。また、自治会の防災訓練等に参加して、地域の方に存在を知ってもらうことによって、災害時に重症心身障がい児者及び医療的ケア児者の存在を気にかけてもらえる様、平時から協力体制を構築し、町ぐるみで支援していく様な体制が必要であると考えます。
- ・「ならとも避難ぷらん」の避難先候補となった施設に市として発電機の備蓄や燃料供給等のバックアップをしてください。

重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会からの提言 ④

○医療との連携の強化

重症心身障がい児者及び医療的ケア児者が、地域の医療機関にかかることが出来る様、医療関係者と検討を進めてきました。重症心身障がい児者及び医療的ケア児者を受け入れている医療機関に対して、「みんないっしょに♪」ポスターをお渡しし、病院に掲示していただけるよう進めてください。

重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会からの提言 ⑤

○卒後の日中活動の場の確保について

市内の生活介護施設に空きが無い状態であり、これから学校を卒業する重症心身障がい児及び医療的ケア児の進路が厳しい状況です。特に重症心身障がい児の卒後の日中活動の場の確保は急務であり、検討課題としてください。

重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会からの提言 ⑥

○共生型サービスの推進

報酬単価の引き上げ等については、第九次千葉県障害者計画策定に係る要望に記載し、県に要望をしました。施設が共生型サービスを実施する際には、サービス利用に繋がる様な周知を行い、市の関係各課と連携を取って、進めてください。

重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会からの提言 ⑦

○医療的ケア児等コーディネーターの配置について

医療的ケア児等コーディネーターが基幹相談支援センターりんに 1 名配置されていますが、児童発達支援センターであるあじさい療育支援センターにもコーディネーターの配置を実現してください。

一 雇用促進部会 からの提言 一

雇用促進部会からの提言①

○「仮 就労応援フェア」の開催

市内就労系サービス（希望制）・ハローワーク、企業、福祉関係課等がブースを出し当事者や家族が今後の進路選択の参考として、興味のあるブースに足を運び気軽に相談や担当者から話を聞き、具体的なイメージを共有することを目的としたイベントを開催したいです。

雇用促進部会からの提言②

○企業支援を目的とした「仮 習志野ジョブコーチ」制度の創設

市内中小企業が障がい者雇用や実習の受け入れに踏み込めない理由に障がいのある方に対し職場が見守りや仕事を教える人手をねん出することの難しさがあるかと思います。

そこで障がい者を雇い入れていない（ゼロ企業）市内の中小企業を対象に採用を視野に入れた3日以上職場実習を受け入れる企業に対し、15時間（1日半目安）を上限に（原則、本人が所属している事業所の）支援者を派遣し、企業支援を目的とした実習生への付き添いや助言、サポート等を実施する取り組み

1日あたり15,000円程度をジョブコーチとして派遣する職員（事業所）に支払う仕組み。

※この制度の目的は企業の不安を解消することですが、実際に職員を丸一日企業に滞在させること自体が福祉事業所としては大きな負担の為、そこを助成するねらい。

雇用促進部会からの提言③

○「中小企業を対象とした障がい者雇用事例集」の作成

習志野市内のほぼ全社が中小企業の規模である中、市内での障がい者雇用が促進していかない背景に事例の少なさがあります。そこで中小企業を対象とした、中小企業の障がい者雇用事例集の作成と、併せて障がいのある当事者に向け「地元で働くメリット」「中小企業で働くメリット」等の内容も盛り込んだ事例集を作成し、市内企業等に配布していきたいです。

雇用促進部会からの提言④

○「仮 通勤等短期支援」制度

障がいのある方の中には企業の中で働く力があるにも関わらず、通勤上の交通機関のルートや乗り換え等の確認、公共のルールやマナーの順守等がハードルとなって一般就労に繋がられないケースが散見されています。

これら、通勤途上にある課題ルートの確認、各所公共施設でのルール等の定着は、家族だけの支援では負担が大きく、また、初期に限られた期間での支援が重要となります。こういった方に対し、短期間の自力での通勤定着を目的とした移動支援のサービス化、もしくは柔軟な解釈をお願いしたいです。併せて国に対し通勤支援施策の充実に向けた提言を市として実施してください。

— 社会資源開発・改善部会 からの提言 —

社会資源開発・改善部会からの提言①

【居住支援について】

○障がい福祉課に「障がいのある人の住まい探しと住み続けるための相談窓口」の設置をしてください。

対象：障がい当事者・不動産事業者・大家さん・支援者等

目的：障害者総合支援法の居住サポート事業として、障がい分野での居住支援を行います。

まずは実態把握（相談件数・相談内容・地域の課題など）をして、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりの対策に繋げる。

理由：障がいのある方に家を貸している大家さんや不動産事業者が、困り事ができても相談する先がありません。貸してもらえ物件を増やすためには、大家さん・不動産事業者に対するサポート（＝地域づくり）が必要です。

○居住サポート住宅の認定をすすめる方策を取ってください。

令和7年10月から居住サポート住宅の認定が始まりました。習志野市のHPには下記の情報が掲載されていますが、住宅の認定をすすめる具体的な取り組みが見えてきません。より具体的で積極的な拡充に向けての方策を取ってください。

居住サポート住宅とは、居住支援法人等と賃貸人が連携し、高齢者や障がい者、低所得者などの住宅確保要配慮者に対して入居中の居住サポート（安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ等）を行う住宅のことです。

制度を活用するためには、居住安定援助賃貸住宅事業に関する計画の認定を受ける必要があります。

居住サポート住宅の認定制度は、居住安定援助計画を、認定主体である市区町村長等が認定する制度です。

主な認定基準として、事業者・計画に関する基準の他に、居住サポート（ソフト）に関する基準と住宅（ハード）に関する基準が設けられています。

居住安定援助計画の認定申請は、申請者が専用ウェブサイト「居住サポート住宅情報提供システム」から電子申請します。

○居住支援協議会設置の検討とともに住宅確保要配慮者の居住支援の充実のために以下の事業に取り組んでください。

・家賃低廉化住宅補助事業

高齢者や障がいのある人、子育て世帯等で所得が低く、住まい探しが困難な人のために、大家へ家賃を補助する制度。登録された住宅に低所得者が入居した場合、月々の家賃を4万円（国1/2、市1/2）補助します。空き家・空き室を活用したい大家と住居確保要配慮者をつなぐ制度です。

・家賃債務保証支援事業

家賃の支払いができるにもかかわらず、連帯保証人が確保できないとの理由により民間賃貸住宅への入居に苦慮している低所得者のうち、高齢者世帯、ひとり親世帯及び障がい者世帯に対して、家賃等債務保証契約時に要する費用を一部助成する制度です。

社会資源開発・改善部会からの提言②

【無料低額宿泊所について】

○障がい者が生活保護を申請した時、または障がいのある生活保護受給者の家探しにおいて、生活相談課と障がい福祉課の連携強化を図り、居住支援を実施してください。安易に無料低額宿泊所やグループホームを提案しないでください。

○すでに無料低額宿泊所に入居している障がい者に対し、障がい福祉課のケースワーカーが訪問をし、再アセスメントと権利擁護をしてください。

「無料低額宿泊所以外の住まいに移る選択があること・日中活動のサービスも利用できることなどの情報が届いているか?」「利用できる社会資源があり、支援を受ける権利がある事を本人が知っているか?」などを確認し、必要であればケースワークしてください。

課題：無料低額宿泊所の利用期間は、千葉県では原則 3 カ月と定められていますが、長期にわたって利用している実態があります。

一部の無料低額宿泊所では入浴時間が午後 3 時 30 分までとなっており、障害福祉サービスなどの日中活動を利用した日には入浴ができない状態にあります。

生活相談課では障害者加算の算定のため、障がい者手帳を持っていることは確認していますが、手帳のある人の支援に対して障がい福祉課や相談支援事業所との連携が十分にできていません。

社会資源開発・改善部会からの提言③

【差別解消法の運用について】

○千葉県の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の広域専門指導員との連携の推進。

(ケースワークに留まらず、啓発事業などを広域専門指導員と共に効果的に実施してください。)

○習志野市に差別の相談があった差別案件に関して、ケースワークに留まらず、「同じことが起きないための方策」を検討し、対策に移していく必要があります。「障害者差別解消法の地域協議会」である「ならとも」とともに、必要な対策の検討と啓発事業を実施してください。

社会資源開発・改善部会からの提言④

【障がい理解のための啓発事業の在り方】

○「福祉ふれあいまつり」の方法を変えて、一般市民が参加したいと思えるものにしてください。

課題：障がい当事者・家族・支援者などの関係者の参加が中心で、一般市民の参加が少ない。

固定した出店者となっています。

提案事項：「花の実園」で既に実施している「さくらまつり」には多くの市民が参加しているので、「花の実園」の成功事例から学んでください。

・フリーマーケットの同時開催やキッチンカーを呼ぶなど、福祉関係の出店のみだけでなく、一般市民も行ってみたいと思えるように工夫をしてください。

・フリーマーケットやキッチンカーから出展料を徴収すれば、福祉ふれあいまつりの運営費用の一部に充てることもできます。

○大きなイベントを通して啓発を図るのではなく、一般市民が地域で活動している拠点（公民館等）で障がいのある人が参加しやすい活動の企画を検討してください。

○公民館の主催事業として障がい理解に係る啓発事業を企画してください。

- 課題： ・障がい者の公民館使用料減免の基準が明確ではなく、かつ、減免があることについての周知が当事者に届いていません。
- ・公民館主催の講座・学級の情報が障がいのある人に届いていません
 - ・公民館主催の講座・学級の参加費、サークルの会費等の支出が難しい。
 - ・サークル活動はすでに会員が固定化されていて、興味がある活動でも新しく入会することが難しい。

※住宅確保要配慮者居住支援協議会とは（国土交通省資料より抜粋）

住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居し、安心して暮らせるよう、地方公共団体と民間・福祉関係者が連携して支援体制を整備する会議体です。

【概要】

居住支援協議会は、地方公共団体の住宅部局・福祉部局、不動産関係団体、福祉関係団体、居住支援法人などを構成員とする会議体で、地域の居住支援体制を整備することを目的としています。令和7年（2025年）6月末時点で、全都道府県と125の市区町で計163の協議会が設立されており、一部では複数自治体が共同で設置しています。

【目的と役割】

主な役割は、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯など）が民間賃貸住宅に入居しやすくなるよう、地域の関係者が連携して支援を行うことです。具体的には以下の支援が含まれます。

- 住まいに関する相談窓口の設置
- 物件紹介、内覧同行、家賃債務保証などの入居前支援
- 見守り、トラブル対応、残置物処理などの入居中・退去時支援

また、大家や不動産事業者への支援も行い、住宅を安心して貸せる環境を整えることも重要な役割です。

【設立の背景】

令和6年の住宅セーフティネット法改正により、地方公共団体による居住支援協議会の設置は努力義務とされました。これは、住宅と福祉の関係者が連携し、地域の住宅課題を包括的に解決する体制を整備するためです。従来、住宅部局と福祉部局の連携が十分でなかった地域でも、同じ対象者に対して政策を実施することで、より効率的な支援が可能になります。

【運用と活用】

協議会は、地域の住宅資源や相談内容を把握し、関係者間で情報共有・連絡・相談を行うプラットフォームとして機能します。これにより、地域の空き家や民間賃貸住宅を活用した支援が可能となり、住宅確保要配慮者の入居支援が円滑に進められます。また、地域の施策や福祉計画と連携することで、総合的かつ包括的な居住支援体制の整備が促進されます。

居住支援協議会は、住宅と福祉の関係者が協力して地域の課題を解決する仕組みであり、住宅確保要配慮者と大家双方のニーズを把握することが、効果的な支援の鍵となります。